

## 東京大学における情報セキュリティに関する基本規則

令和6年3月21日

役員会議決

東大規則第93号

[沿革](#)

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティに関し基本となる体制及び方針を定め、もって本学が保有する情報資産（情報及びそれを扱うためのシステムを指し、情報の媒体の種類は問わない）の情報セキュリティを確保することを目的とする。

### (最高情報セキュリティ責任者)

第2条 本学の情報セキュリティ対策及び情報関連法令への対処等に関する事項について責任を負う者として、総長の下に、最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）を置く。

2 CISOは、情報セキュリティを担当する理事又は副学長をもって充てる。

3 CISOは、その職責遂行を助け本学における情報セキュリティに関する業務を整理する者として、最高情報セキュリティ副責任者（以下「副CISO」という。）を置く。

4 CISOに事故があるときは、副CISOが、その職務を代行する。

5 CISOは、技術的な見地から助言及び支援を求めため、情報セキュリティに関する専門的な知識や経験を有する者をCISO補佐として置くことができる。

6 CISOは、本学の情報セキュリティを確保するため、この規則又はその他の本学規則等の定めるところにより、その権限の一部を組織又は個人に委譲することができる。

### (基本計画の策定)

第3条 CISOは、本学の情報セキュリティに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、役員会の議を経て、情報セキュリティに関する基本的な計画を策定する。

### (情報セキュリティ・ポリシーの作成)

第4条 CISOは、本学の情報セキュリティの確保について、情報セキュリティに関する基本的な方針、対策の基準及び対策を実施するための手順その他必要な事項を定めた情報セキュリティ・ポリシーを作成する。

### (情報セキュリティ教育の実施)

第5条 CISOは、本学の情報資産を扱う者に対する訓練及び啓発のため、定期的に情報セキュリティ教育を実施する。

2 CISOは、情報セキュリティ教育の受講対象者のうち所定の方法により情報セキュリティ教育の受講をしない者について、本学の情報システムの全部又は一部の利用資格を停止することができる。

3 前2項に定めるもののほか、情報セキュリティ教育の実施に関し必要な事項は、CISOが別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学における情報セキュリティに関する基本規則

体系情報

第6編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆令和06年03月21日 役員会議決